# 中小企業の野たな跳戦を支援します。中小企業等

## どのような事業が対象になるの?

- ① 法人又は個人が新たに事業を開始するもの。
- ②現在の業種を転換するもの。
- ③ 現行事業を拡充するもの。

例えば、下記のようなものが該当します。

新たに飲食店 を開業 店舗のキャッ シュレス化のた めに機材を導入 屋外テラスを設 置し、十分な距 離を保つ客席の 配置

新メニュー提供 のため、新たな 設備を導入

#### 補助金額 · 補助率

· 補助金額 最大 200 万円

·補助率 **如象經費の3/4** 

#### 対象の要件

- ① 町内に本店か支店があり、1年以上事業活動を行っている法人または町内に居住し、町内で事業活動を行う個人
- ② 対象となる事業を令和5年3月1日までに開始する見込みがあること。
- ③ 町税等の支払に滞りがないこと。

#### 【注意ください】

- ④ 単なる備品や消耗品の購入、コロナ対策設備の設置導入は対象になりません。
- ⑤ 対象経費が20万円未満のものは対象になりません。

# 対象となる経費

店舗等施設の改 修、設備等の購 入	<ul> <li>・工事費</li> <li>・機械装置・設備購入費</li> <li>(車両/機械装置・設備に付随する備品・消耗品購入含む)</li> <li>・外注費(設計等)</li> <li>・システム導入費</li> </ul>
人材の確保・育 成に係る経費	・従業員等の資格取得 ・研修経費 ※直接的な雇用助成ではありません。

## 認定から助成金交付までのながれ

step1

事業計画書を提出し、事業の認定を受けます。

- ・提出期間 令和4年7月20日(水)から9月30日(金)まで
- ・提出場所 役場企画商工観光課(2階)

【提出に必要なもの】

- ① 事業計画書(別記様式第1号)
- ② 町内で事業を営んでいることを証明する書類

step2

認定の場合は、紙面により通知します。



step3

事業完了後に助成金を申請し、助成金の交付を行います。

# お問合せ先

上富良野町役場 企画商工観光課(2階) TEL 0167-45-6983